

令和元年5月8日（水）

石川県感染症発生動向調査における伝染性紅斑こうはんの警報の発令について

1 概要

石川県感染症発生動向調査（小児科29定点医療機関）による伝染性紅斑患者の報告数は、第16週（4月15日～21日）で定点当たり2.69人、第17週（4月22日～28日）で定点当たり2.48人となり、警報の基準値である定点当たり2人を超え、大きな流行の発生・継続の可能性があるため警報を発令します。

報道機関各位には、県民への注意喚起についてご協力をお願いいたします。

・伝染性紅斑の定点医療機関当たりの報告数の推移

区分	3/25～31 (第13週)	4/1～7 (第14週)	4/8～14 (第15週)	4/15～21 (第16週)	4/22～28 (第17週)
石川県	1.31	1.86	1.62	2.69	2.48
全国	0.50	0.56	0.59	0.83	—

2 今後の対応

(1) 注意喚起の通知を、5月8日付けで関係機関に行う。

→ 庁内関係部局、市町、医療関係機関 など

(2) 県民へホームページにて注意喚起を行う。

3 注意喚起内容

- ・手洗い等の感染予防や咳エチケット等の感染拡大防止の励行
- ・妊娠中の方、妊娠の可能性のある女性は、できる限り、風邪様症状のある方との接触を避けるよう注意すること